

豊橋市土地開発公社公告

豊橋市土地開発公社（以下「公社」という。）が保有する豊橋東インターチェンジ工業用地売却の一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

令和4年4月21日

豊橋市土地開発公社
理事長 浅井由崇

1 入札に付する売却物件

物件 番号	従前地				一時利用地		予定価格 (最低分譲価格)
	字名	地番	地目	地積 (単位：㎡)	仮地番	地積 (単位：㎡)	
1-1	一里山	90-816	畑	763.00	1-1	763.00	457,513,200円
	牛田	31-490	畑	755.00	1-2	755.00	
	牛田	31-496	畑	1,400.00	1-3	1,400.00	
	宮下	188-2	田	720.00	1-4	720.00	
	深田	81-24	畑	558.00	1-5	558.00	
	境川	13-5	田	622.00	1-6	622.00	
	東中田	28-443	畑	1,400.00	1-7	1,400.00	
	境川	63-114	畑	498.00	1-8	498.00	
	牛田	31-60	畑	695.00	1-9	1,403.00	
	新中田	37	田	236.00			
	深田	21	畑	472.00			
	東中田	28-445	畑	1,400.00	1-10	1,400.00	
	奥田	135-9	田	1,393.00	1-11	1,393.00	
	深田	30	畑	347.00	1-12	1,386.00	
	大寒	69-2	田	223.00			
大寒	85	田	816.00				
奥田	121-5	畑	1,400.00	1-13	1,400.00		
合計				13,698.00	合計	13,698.00	
1-2	東中田	7-3	田	1,346.00	2-1	1,346.00	1,266,817,500円
	東中田	28-449	畑	1,400.00	2-2	1,400.00	
	宮下	89-36	畑	1,400.00	2-3	1,400.00	
	牛田	69-3	畑	810.00	2-4	810.00	
	新中田	80-2	田	1,307.00	2-5	1,307.00	

新中田	31-2	田	557.00	2-6	557.00
牛田	31-495	畑	901.00	2-7	901.00
寒	20-2	田	940.00	2-8	940.00
奥田	117-3	畑	1,400.00	2-9	1,400.00
寒	6-2	田	1,400.00	2-10	1,400.00
深田	1-21	畑	1,044.00	2-11	1,391.00
深田	1-24	畑	347.00		
牛田	21-5	畑	927.00	2-12	927.00
境川	5-2	田	1,400.00	2-13	1,400.00
境川	63-113	畑	1,400.00	2-14	1,400.00
宮下	200	田	750.00	2-15	1,391.00
宮下	201	田	641.00		
牛田	73-2	畑	703.00	2-16	703.00
境川	9-2	田	1,400.00	2-17	1,400.00
東中田	28-139	畑	997.00	2-18	1,346.00
東中田	28-141	畑	187.00		
東中田	28-142	畑	56.00		
東中田	28-231	畑	76.00		
東中田	28-233	畑	30.00		
寒	23	畑	67.00	2-19	1,391.00
牛田	31-133	畑	614.00		
牛田	31-238	畑	393.00		
境川	23-2	田	248.00		
牛田	31-296	畑	26.00		
牛田	31-297	畑	16.00		
牛田	31-357	畑	27.00		
新中田	74-2	田	1,400.00	2-20	1,400.00
寒	4	田	1,089.00	2-21	1,408.00
深田	17-1	畑	319.00		
宮下	122	畑	1,094.00	2-22	1,400.00
宮下	123-2	畑	306.00		
寒	19-2	田	1,228.00	2-23	1,228.00
寒	16	田	332.00	2-24	1,039.00
境川	1	田	271.00		
境川	7	田	436.00		
一里山	90-184	畑	205.00	2-25	1,410.00
深田	10-1	畑	1,205.00		

	奥田	139-5	田	1,188.00	2-26	1,188.00	
	新中田	78-2	田	693.00	2-27	693.00	
	一里山	59	畑	390.00	2-28	752.00	
	一里山	60-1	畑	362.00			
	牛田	17-6	田	436.00	2-29	436.00	
	奥田	138-3	田	521.00	2-30	521.00	
	奥田	122-3	畑	1,400.00	2-31	1,400.00	
	合計			35,685.00	合計	35,685.00	
2-1	牛田	31-492	畑	490.00	3-1	490.00	319,500,000 円
	新中田	29-2	田	705.00	3-2	705.00	
	東中田	28-451	畑	1,400.00	3-3	1,400.00	
	東中田	28-442	畑	1,400.00	3-4	1,400.00	
	奥田	97-139	畑	1,400.00	3-5	1,400.00	
	新中田	33-2	田	405.00	3-6	405.00	
	新中田	65-2	田	523.00	3-7	523.00	
	寒	14-2	田	1,400.00	3-8	1,400.00	
	牛田	31-264	畑	429.00	3-9	429.00	
	新中田	81-2	田	848.00	3-10	848.00	
	合計			9,000.00	合計	9,000.00	
2-2	深田	1-25	畑	290.00	4-1	1,390.00	590,826,500 円
	深田	1-20	畑	581.00			
	深田	1-23	畑	519.00			
	東中田	28-441	畑	964.00	4-2	964.00	
	宮下	120-2	畑	589.00	4-3	589.00	
	牛田	69-4	畑	506.00	4-4	506.00	
	宮下	89-37	畑	1,400.00	4-5	1,400.00	
	寒	5	田	1,345.00	4-6	1,345.00	
	奥田	107	畑	1,397.00	4-7	1,397.00	
	東中田	28-450	畑	673.00	4-8	673.00	
	奥田	97-140	畑	1,400.00	4-9	1,400.00	
	東中田	3-5	田	1,400.00	4-10	1,400.00	
	東中田	28-164	畑	323.00	4-11	323.00	
	牛田	20-2	田	307.00	4-12	1,404.00	
	牛田	21-1	田	1,097.00			
	宮下	110	畑	571.00	4-13	749.00	
	大寒	87	田	178.00			
牛田	27-1	田	384.00	4-14	384.00		

	広面	18-4	田	1,319.00	4-15	1,319.00	
	奥田	102-5	畑	1,400.00	4-16	1,400.00	
	合計			16,643.00	合計	16,643.00	
2-3	一里山	90-815	畑	342.00	5-1	342.00	361,461,000 円
	牛田	31-491	畑	1,400.00	5-2	1,400.00	
	牛田	16-6	田	547.00	5-3	547.00	
	東中田	28-444	畑	1,400.00	5-4	1,400.00	
	新中田	53-2	田	1,400.00	5-5	1,400.00	
	牛田	23-4	田	470.00	5-6	470.00	
	大寒	59-5	田	593.00	5-7	593.00	
	大寒	77-6	田	1,400.00	5-8	1,400.00	
	奥田	97-138	畑	1,400.00	5-9	1,400.00	
	東中田	4-9	田	678.00	5-10	678.00	
	奥田	132-4	田	552.00	5-11	552.00	
	合計			10,182.00	合計	10,182.00	

※売却物件は、いずれも豊橋市東細谷町地内となります。なお、土地改良事業に伴い創出される非農用地区域であるため、一時利用地指定（仮換地）の状態での売払いとなります。

2 入札参加資格

(1) 入札参加者は、次に掲げる全ての要件を備えている者としします。

- ①日本国内で法人登録をしている法人（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社、同条第4号に規定する親会社の関係又はこれに準ずる関係のある事業者のいずれかとの連名による入札参加も可能とします。この場合において、連名で申し込む者は、売却物件の取得、売却物件内での建築物等の建設又は操業のいずれかを行う者でなければなりません。）
- ②豊橋市が制定した豊橋東インターチェンジ工業用地地区計画を遵守した建築物等を建設する者
- ③事業計画及び資金計画が確実である者
- ④公害防止に係る関係法令を遵守し、公害防止策等を十分に講じることができる者
- ⑤原則として、売却物件の引渡しを受けた日から3年以内に建築物等を建設し、操業を開始できる者

(2) 次の①～⑨に該当する者は入札に参加することができません。

- ①市税を滞納している者
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- ③地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ④公告の日から入札の日までの期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力

団排除に関する合意書(平成26年3月26日、豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)」に基づく排除措置を受けている者

- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業に供しようとする者
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供しようとする者
- ⑦破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供しようとする者
- ⑧豊橋東インターチェンジ工業用地立地企業募集要項で定めた用地分譲申込書(一般競争入札参加申込書)及び必要書類を指定した期日までに提出しない者
- ⑨公社の保有財産に関する事務に従事する職員

3 入札案内書及び契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

豊橋市今橋町1番地

(豊橋市土地開発公社 分譲担当(豊橋市産業部産業政策課 東館10階))

(2) 期間

本公告の日から入札日まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

4 入札参加申込の受付場所及び受付期間

入札参加希望者は、事前に用地分譲申込書(一般競争入札参加申込書)及び必要書類の提出(持参又は郵送)が必要です。詳細は、豊橋東インターチェンジ工業用地立地企業募集要項8ページを御覧ください。

(1) 受付場所

持参：豊橋市今橋町1番地

(豊橋市土地開発公社 分譲担当(豊橋市産業部産業政策課 東館10階))

郵送：郵便番号440-8501

豊橋市今橋町1番地 豊橋市土地開発公社 分譲担当

(豊橋市産業部産業政策課 東館10階)

(2) 受付期間

令和4年7月1日(金)から令和4年7月29日(金)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

なお、郵送による入札参加申込の場合は、特定記録郵便など必ず郵便物を追跡できる

方法により郵送することとし、令和4年7月29日（金）午後5時必着とします。

5 入札日時及び場所

令和4年10月5日（水） 午前10時30分 豊橋市役所 講堂（東館13階）

※入札保証金受付時間等の詳細については、入札参加資格の審査を通過した申込者あて、別途御案内いたします。

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は銀行等が振り出した自己宛小切手（以下「小切手」という。）により入札金額の100分の2以上の額（1円未満切上げ）を納めなければなりません。

なお、小切手は「銀行渡り」にし、振出人と支払人を同一にしてください。また、振出しの日から起算して、5日以内のものにしてください。

7 契約書の作成の要否

要

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

- (1) 入札参加申込をしなかった者がした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札及び入札保証金が入札金額の100分の2以上の額に達しない者のした入札
- (4) 同一物件について2通以上の入札をした入札
- (5) 複数物件に入札をした者の入札
- (6) 入札書の入札金額、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）の確認し難いもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
- (7) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (8) 入札書の入札金額が予定価格（最低分譲価格）に達しないもの
- (9) 郵送による入札
- (10) 虚偽の記載をした者の入札
- (11) 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (12) 入札に関し談合等の不正行為があった入札
- (13) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (14) その他担当職員があらかじめ指示した事項に違反した入札

9 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が公社の定める予定価格（最低分譲価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

- (2) 上記(1)に該当する者が2者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することができません。
- (3) 開札をした場合において、落札者があるときは、その法人の名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせます。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知します。

10 売買契約締結期限

原則として、落札決定の日から3か月以内

11 契約保証金

売買代金の10分の1以上の額(1円未満切上げ)

12 売買代金の完納期限

契約締結日の翌日から起算して15日以内

13 担当部署及び問合せ先

担当部署	豊橋市土地開発公社 分譲担当 (豊橋市産業部産業政策課)
郵便番号	440-8501
所在地	豊橋市今橋町1番地
電話	0532-51-2640

14 その他

(1) 入札案内書の入手方法

豊橋市土地開発公社のホームページからダウンロード又は担当部署まで直接お越しください。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/48405.htm>

(2) その他詳細は、「豊橋東インターチェンジ工業用地立地企業募集要項」、「入札心得書」によります。